

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請に必要な書類一覧

* 必要書類を以下の順に並べて提出してください。
 * 備考については、別紙「備考一覧」を参照してください。

番号	チェック欄	必要書類	様式	備考	新規許可	更新許可	変更許可
(1)	-----	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（第1面、第2面、第3面） ※第1面は新規・更新用と変更用で様式が異なるので注意すること。	様式第十二号		○	○	△
			様式第十六号		△	△	○
(2)		1. 事業の全体計画、 2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等	(第1面)	※1	○	○	○
(3)		3. 運搬施設の概要	(第2面)	※10	○	○	○
(4)		4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）	(第4面)		○	○	○
(5)		5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）	(第5面)		○	○	○
(6)		運搬車両の写真	(第6面)		○	△	△
(7)		運搬容器等の写真	(第7面)	※12	□	△	△
(8)		事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	(第8面)	※2	○	△	△
(9)		資産に関する調書（個人用）	(第9面)		○	○	○
(10)		誓約書	(第10面)		○	○	○
(11)		搬入（処分）先の許可証の写し			○	○	○
(12)		収集運搬業の許可証の写し		※3	○	○	○
(13)		申請者が法人の場合 定款又は寄付行為			○	○	○
(14)		申請者が法人の場合 法人登記簿謄本（商業登記事項証明書）		※4	○	○	○
(15)		住民票（本籍地（外国人の場合は国籍等）記載のもの）		※5	○	○	○
(16)		登記されていないことの証明書		※6	○	○	○
(17)		(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬課程の修了証の写し		※7	○	○	○
(18)		申請者が個人の場合 確定申告書の写し（第1表、第2表）〔直近・前期・前々期〕 所得税の納税証明書（その1）〔直近・前期・前々期〕		※8	○	○	○
		申請者が法人の場合 貸借対照表〔直近・前期・前々期〕 損益計算書〔直近・前期・前々期〕 株主資本等変動計算書〔直近・前期・前々期〕 個別注記表〔直近・前期・前々期〕 確定申告書の写し（別表1(1)、別表4）〔直近・前期・前々期〕 法人税の納税証明書（その1）〔直近・前期・前々期〕		※9	○	○	○
		3年分の財務書類が提出できない場合 納税証明書等が添付できない理由書	別紙1	※8	□	△	□
		直近年度の赤字決算又は債務超過が発生している場合 経営改善計画書（赤字決算・債務超過） 債務超過解消計画表（債務超過）	別紙2 別紙3	※9	□	□	□
	(19)	車検証の写し			○	○	○
	(20)	車両の貸借に関する証明書	別紙4	※11	□	□	□
	(21)	従業員名簿	別紙5		○	○	○
(22)	委任状〔押印〕（申請者以外が窓口申請する場合必要）			□	□	□	
(23)	許可証の返信用封筒（郵送希望の場合必要） ※「レターパック」、「特定記録（280円切手）」、「簡易書留」等			□	□	□	

○：必ず必要
 △：前回と同じ場合は省略可
 □：必要に応じて作成

【平成29年10月1日以降用】

「PCB廃棄物収集運搬業許可に必要な書類一式」一覧表

* PCB廃棄物収集運搬業許可申請については、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請に必要な書類に併せて、以下の書類が必要になります。
* 必要書類を以下の順に並べて提出してください。

PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(注1)参照箇所	チェック欄	PCB廃棄物収集運搬業許可申請に必要な書類	様式	新規許可	更新許可	変更許可	記載例
		PCB廃棄物収集運搬業許可申請総括表	別紙10	○	○	○	●
積込み、積下しの方法 (ガイドライン2.2.4)		(ア) 使用設備一覧表	別紙11	○	○	○	●
		(イ) 使用設備の写真		○	△	△	
		(ウ) 使用設備の仕様書又はカタログ		○	△	△	
表示・標識 (ガイドライン2.3)		(ア) 運搬車両の図面又は写真	別紙12	○	△	△	●
		(イ) 運搬容器の図面又は写真	別紙13	○	△	△	●
携行書類 (ガイドライン2.4)		携行書類		○	○	○	
運搬容器の基準・種類 (ガイドライン3.1、3.2) 運搬容器の試験 (ガイドライン3.3)		(ア) 使用運搬容器一覧表	別紙14	○	○	○	●
		(イ) 各容器の種類毎の仕様書		○	△	△	
		検査報告書等 (ア) (UMマーク付の運搬容器を使用する場合) 危険物容器検査証 (イ) (漏れ防止型金属容器等を使用する場合) 運搬容器の各種試験結果 (ウ) (移動タンク貯蔵所を使用する場合) 消防法に定める所要の検査に合格をしたことを証する書類	別紙15	○	△	△	●
運搬容器の維持管理 (ガイドライン3.6)		維持管理記録表		○	○	○	
安全管理の体制 (ガイドライン4.1)		安全管理体制表	別紙16	○	○	○	●
収集・運搬従事者の教育 (ガイドライン4.2)		(ア) 安全管理責任者等の「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」の修了証		○	○	○	
		(イ) 教育実施計画書	別紙17	○	○	○	●
運搬計画 (ガイドライン4.3)		(ア) 運搬計画表様式	様式例1	○	○	○	(注2)
		(イ) 作業マニュアル		○	○	○	
運行管理 (ガイドライン4.4)		(ア) 運行記録表	様式例2	○	○	○	(注2)
		(イ) 帳簿様式	様式例3	○	○	○	(注2)
		(ウ) 運行管理システムの概要(GPSシステムの仕様等)	別紙18	○	○	○	●
事故の未然防止 (ガイドライン5.1)		(ア) 装備器具等一覧表	別紙19	○	○	○	●
		(イ) 装備器具等の写真	別紙20	○	△	△	●
緊急連絡体制 (ガイドライン5.2)		緊急連絡体制図	別紙21	○	△	△	●
		緊急対応マニュアル		○	○	○	

(注1) PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインについては、環境省のページ (<http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/>) を参照ください。

(注2) 「PCB廃棄物収集運搬業許可申請の手引き」に様式例があります。これらはいくまでも様式例ですので、既に使用されている様式があればその様式の提出で構いません。ただし、「PCB廃棄物収集運搬業許可の手引き」に記載の必要事項が含まれていない場合は補正を求めることがありますので、ご確認のうえ提出ください。

- ：必ず必要
- △：前回と同じ場合は省略可
- ：必要に応じて作成
- ：記載例あり

【平成29年10月1日以降用】

備 考 一 覧

<p>※1 1. 事業の全体計画、2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等 (第1面)</p> <p>新規・更新許可申請の場合、申請品目すべてについて記載すること。廃プラスチック類、ガラスくず等、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物の3品目については、石綿含有産業廃棄物を、燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリの6品目については、水銀含有ばいじん等を含むか除くかを明記すること。</p> <p>ただし、石綿含有産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を扱う場合は、第1面や第5面の概要において、収集運搬方法が適正であること。</p> <p>また、搬入(処分)先が受け入れ可能であること。</p> <p>水銀使用製品産業廃棄物を含む場合は申請書類の記載例に沿って記載すること。</p> <p>変更許可申請の場合、追加する品目についてのみ記載すること。</p>
<p>※2 事業開始の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 (第8面)</p> <p>変更許可申請においては、変更に伴い新たに資金が必要となる場合に作成すること。</p>
<p>※3 収集運搬業の許可証の写し</p> <p>廃棄物の積込み(排出)場所及び、積卸し(搬入)場所における申請者自身の収集運搬業許可証の写しを添付すること。但し奈良県の許可については添付不要。他府県市に申請中の場合は、受付印が押された申請書のコピーを添付すること。</p>
<p>※4 法人登記簿謄本(商業登記事項証明書) 【原本照合可】</p> <p>発行日から3か月以内のものに限る。法務局で取得。</p> <p>法人登記簿謄本(商業登記事項証明書)に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書の写しを添付することができる。なおこの場合、定款又は寄付行為も省略することができる。</p>
<p>※5 住民票(本籍地(外国人の場合は国籍等)記載のもの) 【原本照合可】</p> <p>発行日から3か月以内のものに限る。市役所・町村役場で取得。</p> <p>申請者が個人の場合:申請者と政令第6条の10の使用人について添付すること。申請者が未成年の場合は法定代理人についても添付すること。</p> <p>申請者が法人の場合:役員、政令第6条の10の使用人、株主・出資者について添付すること。なお、株主・出資者が法人の場合は、住民票の代わりに法人登記簿謄本(商業登記事項証明書)を添付すること。株主については発行株式総数の5%以上の株式を有する者、出資者については出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者が対象である。</p>

<p>変更届の際は変更する役員、法定代理人、政令使用人、株主又は出資者の本籍地(外国人の場合は国籍等)が記載された住民票。株主又は出資者が法人の場合は、法人登記簿謄本(商業登記事項証明書)を添付すること。</p>
<p>※6 登記されていないことの証明書 【原本照合可】</p>
<p>発行日から3ヶ月以内のものに限る。</p>
<p>申請者が個人の場合：申請者と政令第6条の10の使用人について添付すること。申請者が未成年の場合は法定代理人についても添付すること。</p>
<p>申請者が法人の場合：役員、政令第6条の10の使用人、株主・出資者について添付すること。なお、株主・出資者が法人の場合は添付不要。株主については発行株式総数の5%以上の株式を有する者、出資者については出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者が対象である。</p>
<p>「登記されていないことの証明書」とは、成年後見登記制度に基づき、成年後見等に該当する者として登記されていないことを証明するもの。成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書を取得すること。</p>
<p>変更届の際は変更する役員、法定代理人、政令使用人、株主又は出資者の登記されていないことの証明書を添付すること。なお、株主又は出資者が法人の場合は不要。</p>
<p>証明書の交付事務は、法務局・地方法務局(支局・出張所を除く)で行っている。郵送で申請する場合は、東京法務局に対して行うこと。</p>
<p>奈良地方法務局〒630-8301 奈良市高畑町5-5-2 奈良第二地方合同庁舎 電話：0742(23)5534</p> <p>東京法務局〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 電話：03(5213)1234(代表)</p>
<p>※7 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬課程の修了証の写し</p>
<p>新規許可講習会修了証の有効期間は5年間。 更新許可講習会修了証の有効期間は2年間。</p>
<p>※8 確定申告書の写し、所得税の納税証明書【原本照合可】</p>
<p>直前3年間の確定申告書の写し(第1表及び第2表)及び所得税の納税証明書「その1(納税額等証明用)」を添付すること。現在の住所地(納税地)を所轄する税務署で取得。</p> <p>債務超過の状態である場合又は利益が計上できていない場合は、その理由・今後の経営計画等を説明する資料【経営改善計画書(別紙2)・債務超過の場合は内容次第では債務超過解消計画表(別紙3)も必要】を添付すること。</p>
<p>※9 貸借対照表及び損益計算書、確定申告書の写し、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書【原本照合可】</p>

<p>直前3年間の確定申告書の写し(別表1(1)及び別表4)、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書「その1(納税額等証明用)」を添付すること。現在の住所地(納税地)を所轄する税務署で取得。</p>
<p>債務超過の状態である場合又は利益が計上できていない場合は、その理由・今後の経営計画等を説明する資料【経営改善計画書(別紙2)・債務超過の場合は内容次第では債務超過解消計画表(別紙3)も必要】を添付すること。</p>
<p>貸借対照表、損益計算書、確定申告書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書の写しを添付することができる。</p>
<p>※10 3. 運搬施設の概要</p>
<p>奈良県内で業を行うにあたって使用する運搬車両及び当該車両の保管場所について記載すること。また、ここで登録された車両以外は、収集運搬業に使用できない。なお、産廃の品目によっては運搬できない車種があるので、登録出来ないことがある。(法第14条第5項第1号)</p> <p>【例】車検証に土砂積載禁止の記載がある→工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物などは運搬できない。</p>
<p>※11 車両の貸借に関する証明書</p>
<p>車検証の所有者欄又は使用者欄に、申請者の氏名又は名称が記載されていない場合にのみ作成すること。</p> <p>変更届の際は新たに登録する車両について、車検証の所有者欄又は使用者欄に、申請者の氏名又は名称が記載されていない場合にのみ作成すること。</p>
<p>※12 運搬容器等の写真(第7面)</p>
<p>液状のもの、あるいは廃水銀等や感染性産業廃棄物など、特別な容器等で運搬する場合にのみ作成すること。廃水銀や感染性産業廃棄物は密閉できることその他の環境省令で定める構造(収納しやすいこと及び損傷しにくいこと)を有すること。</p>
<p>※13 変更届出書</p>
<p>産業廃棄物収集運搬業変更届の場合は、様式第11号を使用すること。</p> <p>特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届の場合は、様式第17号を使用すること。</p>
<p>※14 誓約書</p>
<p>役員の減、株式保有比率の変更など新任役員、新株主がいない場合は誓約書の提出は不要。</p>
<p>※15 車両のカラー写真、車検証の写し</p>
<p>新たに登録する車両について提出すること。</p>

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）
 - ・ (株)〇〇工業の工場から排出された廃PCB等及びPCB汚染物を処分業者に運搬する。
 - ・ 適正な処理のため、法に基づく処理基準を遵守する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を 行う場合には積替 え又は保管を行う 場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃PCB等 (低濃度に限る)	1 t / 月	液状 (PCBを含ん だ廃油)	(株)〇〇工業 奈良県奈良市〇〇 町二丁目3番4号		株式会社〇〇〇〇〇 大阪府〇〇市△△区 〇〇町二丁目3番4号
2	PCB汚染物 (低濃度に限る)	1 t / 月	固形 (PCBが染み こんだ紙くず)	同 上		同 上
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

運搬に際し講ずる措置

- ・ 専用金属容器に収納し、荷台と固定、防水シートでトラック全体を被覆し、飛散、漏洩防止を行う。
- ・ 緊急時に備え、緊急連絡網及び携行書類、緊急時応急措置器具を常時携帯する。
- ・ 運搬の際、適正な処理のため、法令やPCB廃棄物収集・運搬ガイドラインを遵守する。

積替施設又は保管施設において講ずる措置

積替え保管なし

運搬計画表

年 月 日

搬出元の名称		
搬出元の所在地		
搬入先の名称		
搬入先の所在地		
搬出・搬入予定日時	搬出	年 月 日
	搬入	年 月 日
運搬するPCB廃棄物	種類	
	性状	
	数量	
収集運搬方法	使用する運搬容器	
	運搬車の種類	
	運搬方法	(運搬車・鉄道・船舶)
	積み込み・積下ろし方法	
	漏洩防止措置	(有・無) 有であればその方法
運搬経路		
運行管理の方法		

運行記録表

[様式例 2]

運搬車両番号:

日付		年 月 日	年 月 日	年 月 日
PCB廃棄物の種類及び内容				
PCB保管状況等届出番号				
運搬容器	保有者			
	管理番号			
搬出元の名称				
搬出元の所在地				
搬入先の名称				
搬出元の所在地				
搬出時刻				
搬入時刻				

日付		年 月 日	年 月 日	年 月 日
PCB廃棄物の種類及び内容				
PCB保管状況等届出番号				
運搬容器	保有者			
	管理番号			
搬出元の名称				
搬出元の所在地				
搬入先の名称				
搬出元の所在地				
搬出時刻				
搬入時刻				

P C B 廃棄物収集運搬業許可申請総括表

平成28年 ※月※日

1 取り扱うP C B 廃棄物の種類	(1) 廃P C B 等 (2) P C B 汚染物 (3) P C B 処理物
2 取り扱うP C B 廃棄物の濃度	(1) 高濃度 (2) 低濃度
3 主な排出元及び排出されるP C B 廃棄物の形状	<p>主な排出元</p> <p>奈良市を除く奈良県内の保管事業者</p> <p>排出されるP C B 廃棄物の形状</p> <p>トランス、P C B を含む廃油</p>
4 搬入先	<p>処分業者名</p> <p>中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 P C B 処理事業所</p> <p>処理施設設置場所</p> <p>大阪市此花区北港白津2-4-13</p>
5 運搬車両及び運搬容器の種類の数と台数(個数)	<p>車 両： 2 種類 2 台</p> <p>運搬容器： 4 種類 16 個</p>
6 担当する事業所	<p>事業を担当する事業所の所在地</p> <p>奈良県〇〇市〇〇町1-2-3</p> <p>担当部署及び担当者</p> <p>環境事業課 奈良 次郎(安全管理責任者)</p> <p>連絡先 0742-**-****</p>

他都道府県・政令市等の許可及び申請状況

都道府縣市名	許可番号	濃度	許可品目		
大阪府	事前協議中	高・ <u>低</u>	<u>廃PCB等</u>	<u>PCB汚染物</u>	PCB処理物
兵庫県	申請予定	高・ <u>低</u>	<u>廃PCB等</u>	<u>PCB汚染物</u>	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物
		高・低	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物

※ 申請予定、申請中の場合は、許可番号欄にその旨を記載してください。

① 収集・運搬

(1) 積み込み、積下し

(ア) 使用設備一覧表

No.	車両番号等	車体の形状 (種類)	取り扱う 廃棄物の種類	車両の保管場所	主に運転する 運転手等氏名
1	奈良〇〇 あ〇〇-〇〇	キャブオーバ(1 0tトラック)	トランス コンデンサ	奈良市〇〇町 〇〇3-4-5	〇〇 〇〇
2	奈良〇〇 い〇〇-〇〇	ダンプ (4t)	トランス コンデンサ	奈良市〇〇町 〇〇3-4-5	〇〇 〇〇
3	—	フォークリフト	コンデンサ	奈良市〇〇町 〇〇3-4-5	〇〇 〇〇
4					
5					
6					
7					
8					
9					

※ 車体の形状(種類)の欄には車検証に記載されている車体の形状を記載してください。

※ <ガイドライン2.2.4>に従って記入してください。

(2) 表示・標識

(ア) 運搬車両の図面又は写真（各車両ごとに作成してください。）

No. 車両番号 車両の形状

正面写真

右側面写真（「PCB」表示付き）

左側面写真（「PCB」表示付き）

※相対する2ヶ所以上の側面に明瞭に視認できるよう、「PCB」の表示を、高さ120mm以上×幅300mm以上で10mmの黒枠の中に、大きさ65mm以上の黒文字で表示するものとする。

- ※ 写真を使用する場合は、車両の正面と両側面の写真を貼り付けてください。
- ※ フォークリフト等についてはその使用方法を説明してください。また、仕様書又はカタログを添付してください。

(イ) 運搬容器の図面又は写真

「PCB」表示付き

※〈ガイドライン2.3〉に従って記入してください。

② 運搬容器

(1) 運搬容器

(ア) 使用運搬容器一覧表

No.	運搬容器の種類	名称	個数	運搬するPCB廃棄物の種類
1	鋼製ドラム缶天板取り外し式	④中型容器(液体用)	10	PCBを含む廃油
2	ステンレス製トレイ	⑦漏れ防止型金属トレイ	2	トランス、コンデンサ
3	鋼製パール缶	①小型容器(固体用)	2	照明用安定器
4	漏れ防止型金属容器	⑥漏れ防止型金属容器	2	
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※〈ガイドライン3.1 3.2〉に従って記入してください。

使用する運搬容器の種類、名称、個数、運搬するPCB廃棄物の種類を記載してください。

※容器の種類はガイドラインの「表3.2 運搬容器」を参考に記載してください。

容器の種類例：鋼製ドラム缶天板取り外し式

ステンレス製トレイ

※名称はガイドラインの「表3.2 運搬容器」の名称欄にある名称を記載してください。

名称例：①小型容器(固体用)

⑦漏れ防止型金属容器

※PCB廃棄物の種類は具体的な品物の種類を記載してください。

種類例：トランス、コンデンサ、油(容器に入っているか否かも含む)、ウェスなど

(イ) 各容器の種類毎の仕様書

No. [3] 容器の種類 [鋼製ペール缶]

※図面（寸法を明示）、容量、材質、塗装状況、強度が分かるように記載してください。

※各容器の写真を添付書類として提出してください。

(2) 運搬容器の試験

検査報告書等

性能試験を行った年月日及び結果を記載してください。また、検査報告書等を添付してください。

設計形式試験	強度試験	気密試験	水張り試験	外観検査
H29. 12. 1 結果 合格	H29. 12. 1 結果 合格	H29. 12. 1 結果 合格	H29. 12. 1 結果 合格	H29. 12. 1 結果 合格

※〈ガイドライン3. 3〉に従って記入してください。

③ 安全管理及び運行管理

(1) 安全管理の体制

安全管理体制表（各教育の日付、項目）

(i) 責任者

	氏名	役職	講習会修了日※
安全管理責任者	奈良 次郎	〇〇課長	H29年 **月 **日
運行管理責任者	奈良 花子	△△係長	H29年 **月 **日

※講習会とは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を指します。受講していない場合は受講予定日を記載。

安全管理責任者 ◎奈良 次郎 連絡先：0742-**-****	
運行管理責任者 ◎奈良 花子 連絡先：0742-**-****	
収集運搬従事者 A班 ◎生駒 太郎 連絡先：090-*****-***** 郡山 次郎 連絡先：090-*****-***** B班 ◎檀原 三郎 連絡先：090-*****-***** 桜井 四郎 連絡先：090-*****-*****	
◎は講習会受講者	

※〈ガイドライン4.1〉に従って記入してください。

(2) 収集運搬従事者の教育

(イ) 教育実施計画書

(i) 従事者教育の実施状況又は実施計画

実施(予定)日	H29年 **月 **日 実施(予定)
時間(予定時間)	**時 **分 ~ **時 **分
講師	奈良 次郎(安全管理責任者)
参加者	奈良 花子、生駒 太郎、檀原 三郎、御所 五郎 ※ 記載しきれない場合は別紙を作成し記載してください。
教育内容の概要	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター実施の講習会のテキストを用い、「PCB 廃棄物収集運搬ガイドライン」の内容を中心に講義を行ったほか、作業マニュアル、緊急マニュアルの内容について講義を行った。 なお、この教育は1年に1回以上実施する。 ※以下、ガイドラインの教育科目(例)を参考に詳細を記載してください。

※〈ガイドライン4.2〉に従って記入してください。

(4) 運行管理

(ウ) 運行管理システムの概要 (GPS システムの仕様等)

(i) 使用機器

例 1 ○○○社製 GPS

例 2 中間貯蔵・環境安全事業(株)が指定する GPS を用いた連絡通信システム

例 3 携帯電話

(ii) 収集運搬の状況管理、位置確認方法

例 1 GPS を用いた連絡システムにより各車両の位置を把握できる端末を△△営業所に設け、運行管理責任者が常時監視を行い、車両の位置を確認する。
システム説明のため、フロー図を以下に示す。

例 2 運搬担当者は作業マニュアルに定められた時点、場所で運行管理責任者に電話で連絡を行う。
運搬車が積込み現場に到着した時点で収集運搬従事者から運行管理責任者に積込み作業開始の電話連絡を行う。
積込み作業終了時にも同様の連絡を行う。
走行中は運転手又は助手より 30 分ごとに運行管理責任者に対し電話連絡を行い、位置を知らせる。
運転手が連絡を行う場合は、必ず車両を停止させてから行う。

※ GPS 等を使用する場合は、カタログ等を添付してください。

※ 〈ガイドライン 4. 4〉に従って記入してください。

④ 緊急時の対策

(1) 事故の未然防止

(ア) 装備器具等一覧表

No.	種 類	防 災 備 品	個 数
1	保護衣	化学防護服	1
2	保護手袋	耐油性、耐磨耗性	1
3	保護長靴	耐油性、爪先鋼板入り	1
4	呼吸用保護具	ろ過式マスク（直結式） 給気式マスク（自給式）	各1
5	保護眼鏡	硬質プラスチック製	1
6	流出・飛散防止用具	吸着マット、吸収材、ウエス、土砂	各1
7	回収用具	シャベル、オープンドラム	各1
8	消火設備	粉末消火器	1
9	連絡設備・器具	GPS	1
10	緊急時対応マニュアル 等	緊急時対応マニュアル、緊急連絡網	各1

(イ) 装備器具等の写真

種類ごとに写真を添付してください。

No. 種類 個数



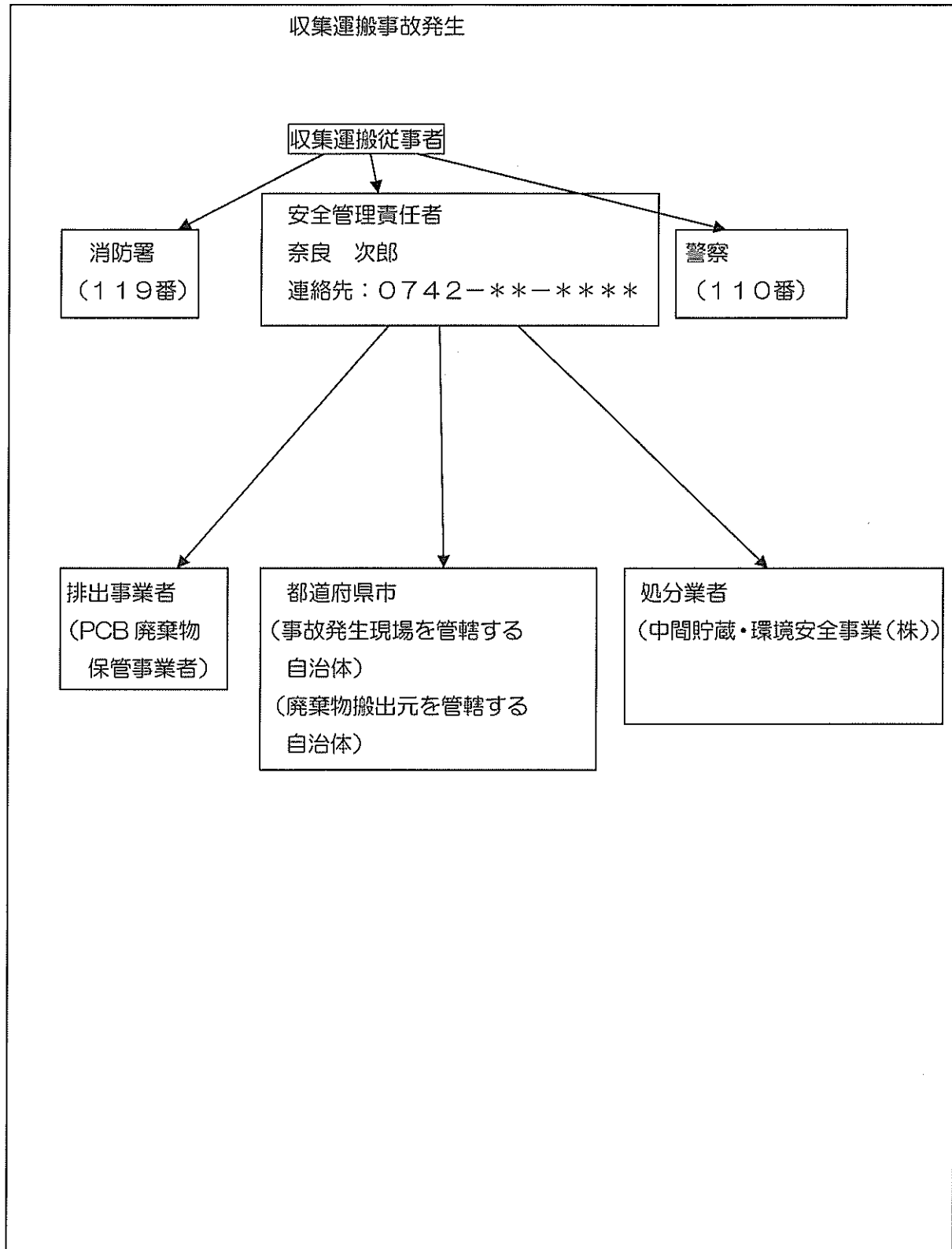
No. 種類 個数



※ 〈ガイドライン5. 1〉に従って記入してください。

(2) 緊急連絡体制

(ア) 緊急連絡体制図



※〈ガイドライン5.2〉に従って記入してください。